

改正

平成24年6月29日

平成26年4月1日

令和3年4月1日

いすみ市入札約款

(目的)

第1条 いすみ市の発注に係る工事又は製造の請負、物件の購入及び調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は様式第1号により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、様式第2号による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に様式第3号による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第4号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（無効となる入札）

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

（失格となる入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設けた入札において、当該最低制限価格を下回る価格の入札

(2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る価格の入札

（落札者の決定）

第7条 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した

者を落札者とする。

2 前項の最低制限価格は、予定価格の に相当する額とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（いすみ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年いすみ市条例第48号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第11条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とし

なければならない。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第12条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明の理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積り内訳書の提出を求めることができる。

入札の心得

いすみ市における入札は、入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意の上、入札を行ってください。

1 入札の参加について

- 1 入札参加者は代理人をして入札させるときは、市様式による委任状を持参させなければならない。
- 2 入札参加者又はその代理人は、入札の前に市様式による誓約書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札書は市様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者の辞退について

- 1 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっては、入札辞退届(市様式)を契約担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3 無効となる入札について

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

4 失格となる入札について

次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた入札において、当該最低制限価格を下回る価格の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る価格の入札

5 落札者の決定について

- 1 入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

6 再度入札について

- 1 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- 2 再度入札の回数は、原則として1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

4 入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

7 異議申立てについて

入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明の理由として異議申し立てることはできない。

附 則（平成26年4月1日）

この公告は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この公告は、令和3年4月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。